

(別紙1)

主任技術者又は監理技術者の兼任について

1. 主任技術者又は監理技術者が兼任できる請負金額の緩和

三重県公共工事共通仕様書 1-1-6 で規定している主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の兼任について、災害復旧対応のための措置として次のとおり 1 人の監理技術者等が兼任できる請負金額の上限の緩和を行う。

【緩和措置】

アンダーライン部分が緩和措置の対象

6 技術者の兼任

受注者は、請負金額 500 万円以上 3,500 万円未満（建築工事にあつては請負金額が 1,500 万円以上 7,000 万円未満）の県発注公共工事（応急工事等に係るものを除く）において、1 人の監理技術者等が兼任できる工事数は 2 件以下とする。ただし、請負金額の合計が 4,000 万円（建築工事のみの場合にあつては 6,000 万円）以下の場合はこの限りではない。

なお、上記緩和措置は適用日以前に入札手続きが行われた工事についても、受発注者協議のうえ適用できることとします。

本通知の有効期間（緩和措置期間）は、平成31年3月31日までとする。

2. 契約時における主任技術者又は監理技術者チェックリストについて

上記緩和措置に伴い、「契約時における主任技術者又は監理技術者チェックリストについて」を別紙のとおり改正します。

(別記様式) 契約時における主任技術者又は監理技術者チェックリスト

(平成 30 年 1 月 1 日以降適用)

(工事番号)

(工 事 名)

1. 配置予定技術者の氏名及び生年月日等

項 目	記 入 欄
1) 主任技術者又は監理技術者の 氏名及び生年月日 (注 1)	
2) 保有資格 (注 2)	
3) 入社年月日 (注 3)	
4) 他工事において工事現場の専 任技術者であることの有無 (注 4)	有 ・ 無
5) 建設業法上の営業所の専任技 術者であることの有無 (注 5)	有 ・ 無 有の場合は下記の項目を全て満たす場合は配置可能 <input type="checkbox"/> 当該営業所で契約した工事であること <input type="checkbox"/> 当該営業所が職務を適正に施工できる程度に近接した工事であること <input type="checkbox"/> 当該営業所と常時連絡が取れる状態であること

2. 配置予定技術者の手持ち業務状況

1 に記載の配置予定技術者 が兼務する他の三重県発注 の工事名及び請負金額等 (請 負金額 500 万円以上 3,500 万 円未満のもの) (注 6)	発注者名 : ○○○ 工事名 : ○○○○工事 請負金額 : ○○○○円 (工期 : 平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日)
	発注者名 : ○○○ 工事名 : ○○○○工事 請負金額 : ○○○○円 (工期 : 平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日)
	発注者名 : ○○○ 工事名 : ○○○○工事 請負金額 : ○○○○円 (工期 : 平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日)
	計 件 計 円

上記内容については、事実と相違ないことを証明します。

平成○○年○○月○○日

氏名又は商号及び

代表者職氏名

技術者氏名

印

印

(別記様式裏面)

※当該様式の記載事項に虚偽の申請が明らかになった場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止等の措置を行う場合があります。

(注1)

・当該工事に配置する主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」といいます。）の氏名及び生年月日を記入してください。

(注2)

- ・配置技術者が保有している当該工事に必要な資格の名称を記入してください。
- ・記入された資格が確認できる書類を添付してください。
- ・監理技術者として配置する場合は、併せて監理技術者資格者証を添付してください。

(注3)

- ・配置技術者の入社年月日を記入してください。
- ・配置技術者の雇用確認ができる書類を添付してください。

(注4)

・配置技術者が他工事において、専任を要する主任技術者、監理技術者又は担当技術者若しくは他工事の契約上、その工事現場に常駐しなければならないような現場代理人に就いている場合は「有」に、そうでない場合は、「無」に○印を記入してください。

(注5)

・配置技術者が建設業法上の営業所の専任技術者に就いている場合は「有」に、そうでない場合は「無」に○印を記入してください。

有」に○印を記入した場合は、下記の3要件を満たす場合はチェックボックスにレ点を記入してください。なお、3要件をすべて満たす場合に限り配置可能となります。

(注6)

・三重県では、請負金額500万円以上3500万円未満の三重県発注工事（応急工事及び業務委託（除草、小規模修繕等）に係るものは除く。）について、1人の技術者が配置技術者として兼務できる工事数を2件以下（ただし、請負金額の合計が4000万円以下の場合はこの限りではありません。）としていますので、これを超えるときは契約できません。